

鹿児島市修学旅行誘致補助金

鹿児島市では、修学旅行のさらなる誘致を目的として、鹿児島市への新規の修学旅行を誘致した旅行会社に対し、補助金を交付します。

※補助を受けるには事前に申請が必要です（手続きの流れは裏面をご覧ください）。

※予算額に達し次第、終了となります。

※申請前に下記問合せ先までご相談ください。

1 補助対象者（旅行会社）

旅行業法第3条の規定により登録を受けた**旅行者**及び**旅行者代理業者**
※納期の到来している鹿児島市税を完納している者

2 補助金額

鹿児島市内の宿泊施設に宿泊した宿泊者数（最も多い日における人数）に500円を乗じた額
（上限額：10万円）

※児童・生徒及び教員が対象（カメラマンや添乗員は対象外）

3 補助対象となる修学旅行

- (1) 当該年度を含まない過去3年度の間、鹿児島県内への宿泊を伴う修学旅行を実施していないこと
- (2) 鹿児島市内の宿泊施設（研修施設は除く）に宿泊し、鹿児島市内の観光施設等（施設、体験、食事、土産店等）が行程に組み込まれていること
- (3) 4月1日から翌年の3月30日の間に出発し同月31日までに修学旅行が終了すること
- (4) 複数の学校が合同で修学旅行を行う場合は、全ての学校が（1）～（3）の条件を満たすこと

4 中止や日程変更の場合など

修学旅行の中止や日程に変更があった場合などは、書類の提出が必要となりますので、まずお電話にてご連絡ください。

★提出・問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1

（みなと大通り別館3階）

鹿児島市役所 観光プロモーション課 推進係

☎099-216-1344

（平日 8時30分～17時15分）

※申請書は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

ホーム > 文化・スポーツ > 観光 > 観光事業 > 

鹿児島市修学旅行誘致補助金



鹿児島市修学旅行誘致補助金の手続きの流れ

申請者

- 【交付申請手続き】以下の申請書類を修学旅行出発日20日前までに持参・郵送
- ①補助金等交付申請書
 - ②修学旅行計画書兼鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第1）
 - ③暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第2）
 - ④修学旅行行程表
 - ⑤委任状兼口座振込依頼書（必要に応じ）
- ※例：支店長名で申請の場合など

修学旅行出発日の20日前までに申請してください。

鹿児島市

審査後、交付決定通知書を郵送

申請者

修学旅行の実施

申請者

- 【実績報告手続き】以下の報告書類を修学旅行終了後速やかに持参・郵送
- ①補助事業等実績報告書
 - ②宿泊実績報告書（様式第4）
 - ③宿泊証明書（宿泊施設に発行を依頼してください）
 - ④鹿児島市内での修学旅行の様子がわかる写真等

修学旅行実施後速やかに提出をお願いします。

鹿児島市

審査後、補助金確定通知書を郵送

申請者

①請求書及び②振込先口座通帳の写しを持参・郵送

鹿児島市

補助金交付

●ご不明な点等ございましたら、表面記載の問合せ先へご連絡ください。

中止や日程変更の場合に必要な書類（修学旅行の実施前に要提出）

※事前にお電話にてご連絡ください

- ①補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書
- ②修学旅行変更計画書（様式第3）
- ③修学旅行行程表（変更後）